１箇月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

 　　　　　　　　と　　　　　　　　　　　　　　は、１箇月単位の変形労働時間制の実施について、次のとおり協定する。

（変形期間及び起算日）

 第１条　毎月１日を起算日とする１箇月単位の変形労働時間制とし、所定労働時間は、1箇月を平均して週４０時間を超えないものとする。

（対象となる従業員の範囲）

 第２条　本協定による変形労働時間制は、次に掲げるいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

1. １８歳未満の年少者
2. 妊娠中又は産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
3. 育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（勤務日及び勤務時間）

第３条　各人の勤務日及び勤務時間は、別途、各人ごとに定める「勤務シフト表」により決定する。

２　１日の所定労働時間、始業・終業時刻及び休憩時間のパターンは、以下のとおりとする。

1. 始業：　 時 分 終業： 　 時 　 分 休憩： 　 時 　 分～ 　 時 　 分
2. 始業： 　 時 分 終業： 　 時 　 分 休憩： 　 時 　 分～ 　 時 　 分
3. 始業： 　 時 分 終業： 　 時 　 分 休憩： 　 時 　 分～ 　 時 　 分
4. 始業： 　 時 分 終業： 　 時 　 分 休憩： 　 時 　 分～ 　 時 　 分
5. 始業： 　 時 分 終業： 　 時 　 分 休憩： 　 時 　 分～ 　 時 　 分

（休 日）

第４条 　休日は、以下に定める日数について、第３条に定める「勤務シフト表」によって各人ごとに決定する。

２　休日は、年間　　日とし、　　　　　を起算日として、週　　日以上与えるものとする。

（勤務シフト表）

第５条　勤務シフト表は、１か月ごとに決定し、起算日の前日までに各人に通知する。

２　勤務シフト表は、業務の都合（　　　　　　　　　　　）が生じた場合は、事前に本人に通知し、変更することがある。

（有効期間）

第６条 本協定の有効期間は、　　　　　　　　　　から１年間とする。

 　 年 　 月 　 日

（使用者） 　　　　　　　　　　 ㊞

（従業員代表）　　　　　　　　　　　 ㊞